

ザグザグ土庄店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年1月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成19年9月5日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ザグザグ土庄店 小豆郡土庄町字王子前甲36番1ほか
- 3 法第8条第1項の規定により土庄町から聴取した意見の概要
該当なし
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
 - (1) 意見書を提出した者
土庄町商工会
 - (2) 意見の概要
 - ・周辺的生活環境への影響に配慮し、地域社会との調和ある街づくりに努めること。
 - ・地域社会との共存共栄の方向性の確立とともに、活力ある地域経済及び地域社会の実現に寄与するよう努めること。
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び土庄町商工観光課
縦覧期間	平成20年1月16日（水曜日）から同年2月18日（月曜日）まで